1 待機児童解消に向けた取組について

(1) 待機児童ゼロ作戦の推進について

待機児童解消のため待機児童ゼロ作戦を推進しており、平成18年4月の待機児童数は3年連続で減少し約1万9千800人となり、初めて2万人を下回ったものの、依然として都市部を中心に多くの待機児童が存在している。

このため、待機児童ゼロ作戦の更なる推進のため、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、平成21年度までに受入児童数を拡大し、待機児童の解消を図ることとしており、各地方公共団体においては、それぞれの地域における保育ニーズを的確に把握し、計画的なサービス提供体制の整備に努められたい。

特に、待機児童が50人以上で、児童福祉法に基づき保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する計画を策定することが義務づけられている市区町村(特定市区町村)においては、保育所整備の他、保育所分園や家庭的保育(保育ママ)の積極的活用など、こうした関連施策の活用を含め適切かつ具体的な計画を策定するなど、地域住民のニーズに応えることができるよう積極的な取組をお願いしたい。

また、横浜市、堺市、東大阪市のように待機児童が減少している市区町村がある一方、待機児童数が大幅に増加している市区町村もあるので、そうした市区町村においては、とりわけ積極的な取組に努力されたい。

なお、平成19年度予算案において、民間保育所の施設整備を進めるため、次世代育成支援対策施設整備交付金として、約130億円を計上するとともに、平成18年度補正予算において、保育所の耐震化対策に係る経費として、72億円を社会福祉施設等施設整備費補助金に計上しているところであり、これらにより、保育所の創設や増築等の整備が図られるよう、対応することとしている。

(2) 児童福祉法に基づく保育計画について

児童福祉法に基づく保育計画の策定については、平成18年4月1日に 新たに特定市区町村及び特定都道府県となった市区町村及び都道府県は、 今年度中に保育計画を策定しなければならないこととされている。当該市 区町村及び都道府県においては、現在、保育計画策定の最終段階であると 考えるが、引き続き次の点にご留意をお願いする。

- ①特定市区町村においては、市区町村保育計画を定め、これを公表すると ともに都道府県知事に提出すること。
- ②特定都道府県においては、都道府県保育計画を定め、これを公表すると ともに厚生労働大臣に提出すること。

なお、保育計画を策定した市区町村・都道府県においては、児童福祉法に基づき、毎年少なくとも1回は当該計画に定められた事業の実施状況を 公表されたい。

また、特定都道府県においては、既定の都道府県保育計画の内容の検討を行い更なる推進を図るとともに、特定市区町村に対し必要な助言を行うなど、策定に当たっての援助に努められたい。

(3) 保育所入所待機児童数調査等の実施について

待機児童ゼロ作戦の進捗状況や認可外保育施設の状況を把握するため、毎年度「保育所入所待機児童数調査」、「地方公共団体における単独保育施策の状況調査」及び「認可外保育施設の現況調査」を依頼しているところであるが、待機児童解消への計画的な取組を推進するための基礎データとしてその状況を継続的に把握することが必要であることから、平成19年度においても、各調査の提出に対して引き続きご協力をお願いしたい。

2 保育対策等促進事業等について

一時保育や休日保育等の多様な保育サービス等の推進については、子ども ・子育て応援プラン等に基づきその推進を図っているところである。

平成19年度予算案においては、引き続き国の役割として計画的に実施すべき事業について必要な予算を計上しているところである。

各都道府県・指定都市・中核市においては、管内市町村及び保育所が地域における多様な保育需要等に対する積極的な取組を図ることができるよう、特段の配慮をお願いしたい。

(1) 新規事業について

19年度より次のとおり新たな事業を実施することとしている。

① 病児・病後児保育事業(自園型)について

児童が通い慣れた保育所において、微熱等により体調不良となった児童について、医務室や看護師等を活用し、保護者が迎えに来るまでの間、安心できる環境において保育を実施するなど「病児・病後児保育事業(自園型)」を実施する。

② 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業について

子育ての負担感が大きいといわれる在宅子育て家庭等に対する支援の一環として、利便性の高い場所で利用しやすい一時預かりサービスを安定的かつ効率的に実施するために、パイロット事業を実施する。

内容は、従来の保育所での一時保育の実施要件を緩和し、駅周辺、商業施設内等の利便性の高い場所又は一時預かりの需要の高い場所等でパイロット事業を実施し、安全性、効率性、安定性などについての検証を行う事業を実施する。

③ 家庭的保育事業における研修の実施等について

家庭的保育者の孤立化防止のため、保育者同士の連携を確保する必要があることから、研修会を設け、情報の共有、有識者等を招いた勉強会などを行い、家庭的保育における事故防止を図るとともに保育者の質の向上を図る。

なお、本事業における「病後児保育モデル事業」については、発展的 に解消することとし、病児・病後児保育事業(自園型)の中で対応する こととしている